

中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）の県内営業所に勤務する者が取得した、中型・大型・けん引免許の取得費用の一部を助成することとし、労働力確保を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、平成30年3月1日から平成31年2月末日までに、都道府県公安委員会が指定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、事業者の県内営業所に勤務する従業員が次に掲げる運転免許を取得し、費用の支払いが完了したものとす

- 1) 中型免許（中型限定8tを除く）
- 2) 大型免許
- 3) けん引免許（中型・大型免許所持者に限る）

(助成金額及び助成上限人数)

第4条 助成金額は、検定料等を除く免許取得にかかった費用（消費税除く）の1/2の額（1,000円未満切捨て）で、免許ごとの1名当りの限度額は下記のとおりとする。

但し、助成限度人数は、以下（1）から（3）の合計が一事業者当たり5名までとする。

- 1) 中型免許(中型限定8tを除く) 75,000円
- 2) 大型免許 150,000円
- 3) けん引免許(中型・大型免許所持者に限る) 75,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成30年度中型・大型・けん引免許取得費用助成実績報告書」により、平成31年3月8日までに、助成金の交付申請を行うものとする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第7条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成23年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年12月12日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～9月	当該年度 12月末
10月～12月	当該年度 2月末
1月	当該年度 3月末
2月～3月	翌年度 5月末